

2022年11月9日

お客様各位

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社  
代表取締役社長 深城 浩二

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分（指示処分）について

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日弊社は、国土交通省近畿地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（以下「法」といいます。）第81条に基づく監督処分（指示処分）を受けましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

これは、弊社の元社員が担当した管理組合様の財産を毀損したことによるものであり、弊社は判明後直ちに同整備局へ報告するとともに、当該事案により財産を毀損させてしまった管理組合様にも報告とお詫びを申し上げ、毀損分を補填させていただいております。

弊社は、本件の発生とこの度の処分を厳粛に受け止め、下記指示内容に記載の措置を講じること、特に再発防止策の徹底に努めるとともに、内部管理体制の強化に全社を挙げて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

#### 記

1. 処分年月日 2022年（令和4年）11月9日

2. 処分の内容 指示処分

（1）今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員並びに貴社の従業者全てに対し、速やかに周知徹底すること。
- ② 法や関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員並びに貴社の従業者全てに対し、継続的に実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

（2）前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和4年12月9日までに文書をもって報告すること。

また、令和5年11月9日までの1年間においては、半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

3. 処分理由

（1）複数の管理組合において、元従業員が管理組合の財産を着服により毀損させ、当該管理組合に損害を与えた。

（2）複数の管理組合において、管理組合の対象月における会計の収入及び支出の状況に関する書面に事実と異なる記載をし、管理組合の管理者等に交付した。

【本件に関するお問い合わせ先】

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社

西日本マンション管理グループ 業務統括室 06-4300-3360（受付時間：平日9:00～17:30）

以上